

マニュアル編

マニュアル編では、生徒指導にとって大切なポイントや、対応の手順及び再発防止に向けた取組を示しています。

本マニュアルにある基本的な対応について理解を深めるとともに、各学校の実状に応じた対応方法を工夫してください。

□ 家庭訪問のポイント 家庭訪問の意義

生徒の家庭や生活環境を把握し、生徒の指導に役立てる。
保護者との連携を密にして、生徒の指導とHR運営が円滑に進められるようにする。



家庭との連携が深まり、いざという時に大きな支えになる。
学校と家庭が生徒を「共に育てる」連帯感の基礎を築く。

家庭訪問の目的

生徒の家庭での様子を把握する。

- ・生活のリズム、家庭の雰囲気、家庭での会話、高校での満足度、生育歴上での問題等

生徒の家庭での心配な点などが無いかを把握する。

- ・家族・保護者への態度、家庭での役割、身体上の心配な点

生徒の学校での様子や成績を保護者に報告する。

- ・学校生活での生徒像と気になる点、良い点や褒められる行動、家庭への協力要請事項等

保護者に担任としてのHR経営や指導方針を説明する。

- ・生徒に対して望むこと、伸ばしたいことを伝える。
- ・保護者に安心感を与える → 相談が受けられる関係づくり

通学路と通学手段の確認をする。

- ・方法と所要時間の確認

注意事項

- ・保護者から家庭の様子を話してもらい、十分に聴くことを優先する。
- ・話しにくいことを無理に聴き出したり、聴いてもメモはその場でとったりしない。
- ・保護者の前では生徒の批判はせずに、伸ばしたいところについて話す。
- ・他の生徒のことや世間のうわさは話さない。
- ・学校の代表として行っており、その場で返事ができないことは、後日連絡する。
- ・家庭訪問での情報を他人に漏らすと本人に伝わることもあり、信頼をなくす。
- ・緊急連絡先の確認（会社名等）、連絡をする際に学校名を伝えてよいかどうかの確認をする。

問題行動等による家庭訪問

- ・HR担任一人で行かず、学年主任または副担任と複数で事象説明をする。
- ・不安になっている保護者や子どもに説教をしないで、気持ちの安定に努め、反省を促す。
- ・事象発生時の思いや、周囲への影響の確認を自ら話をさせる。

- ・問題行動の現象面だけにとらわれず、生徒の人格形成の視点に立って話を
する。
- ・生徒が家庭を楽しく感じるために、家庭の温もりや保護者の愛情が立ち直
りに効果的であることを説く。
- ・問題行動を自ら周囲に話さないように強く伝えておく。
- ・学校の指導方針をもっていく。

□ 生徒指導の初期対応ポイント

もし、何かが起こったら



まずは、初期対応

最悪の事態を想定し、慎重にかつ素早く誠意をもって対応
安全確認・安全確保

そして、報告・連絡・相談

管理職と教職員が情報共有 必要に応じて関係機関と連携

続いて、調整・理解・確認

どのような組織でかかわるかを調整
みんなで理解し合い、解決できたかを確認

事実に基づき迅速に学校の対応方針を打ち出し対応

情報の分析と具体的な対応策を決定し対応

□ 保護者や地域住民からの要望対応ポイント

学校への要望があったら



まずは、しっかり話を聞く

相手の主訴をしっかり理解 時間をかけてすべて聴取

要望を迷惑と思わない

真摯な態度で対応 相手の思いをしっかり受容

即答はしない

確認できている事実のみを回答 個人的な考えでの回答は厳禁

学校の指導方針や把握した事実 は、明確に回答
できることできないこと

感謝の気持ちを忘れずに

学校や生徒のために意見をいただいたことに感謝

情報の整理と記録

主訴の内容をしっかりと記録

相手の氏名や連絡先をしっかりと記録

報告・共通理解・連携

管理職と教職員が情報共有・共通理解
必要に応じて育友会（P T A）や関係機関と連携

事実確認・適切な指導

当該教職員や生徒に事実確認する 非がある場合は、しっかり指導

教職員には管理職が、生徒には担当教職員が、確認と指導

迅速に誠意をもって回答

確認した事実について誠意をもって回答

当該教職員や生徒に非がある場合は、しっかり謝罪
要望の内容が誤っている場合や不当な場合は、毅然とした態度で対応

対応時の注意点

- ・ HR担任や学校としての意見が、先方にとって厳しいものであればあるほど、それを心に届ける工夫と努力が必要である。
- ・ 充実した傾聴の時間がすべての基本となる。
- ・ 問題解決までは、常に教職員間で情報の共有化を図る。
- ・ 必要に応じて、対応する教職員や対応窓口を一本化する。
- ・ 学校だけでは解決できず、専門的なアドバイスが必要な場合や緊急に対応しなければならない場合（生命や安全にかかわる等）は、関係機関と連携する。

関係機関については、次の冊子に詳しく紹介されている。

「学校問題解決ネットワーク」 平成20年3月 国立大学法人 奈良教育大学